

福山市市民活動総合補償制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福山市市民活動総合補償制度要綱（2002年（平成14年）4月1日施行。以下「要綱」という。）第16条第2項の規定に基づき、市民活動保険の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱の例による。

(事故報告書)

第3条 要綱第10条に規定する事故報告書の様式は、別記のとおりとする。

(添付書類)

第4条 要綱第10条に規定する事故報告書には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 活動の内容が把握できる書類（事業計画書、要綱、ちらし等）
- (2) 事故発生状況が説明できる資料（物損の場合の現場写真等）
- (3) 活動の指導者等及び参加者の名簿

(事故判定委員会)

第5条 要綱第11条に規定する事故判定委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長にはまちづくり推進部長を、副委員長にはまちづくり推進課長をあてる。

3 委員には、次の各号に掲げる者をあてる。

- (1) 福祉総務課長、若者・くらしの悩み相談課長及びスポーツ振興課長
- (2) 事故のあった市民活動団体等に係る事務を所管する課の課長

4 委員長は会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 委員は市長の諮問に応じ、事故の判定を行う。

7 その他事故判定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(損害保険会社への通知)

第6条 要綱第10条第2項の規定による損害保険会社への通知は、損害保険会社が指定する事故報告書に第3条の様式により届け出のあった事故報告書の写しを添付するものとする。

(証明)

第7条 事故があった市民活動団体の規模が小学校区単位より小さい場合で、上部団体として概ね小学校区規模に相当する団体があるときは、その代表者から当該事故が市民活動中の事故であることの証明を受けるものとする。

(個人情報の提供)

第8条 第3条で規定する事故報告書により報告がなされた事故について、市民活動中の事故と認められる場合は、事故報告書に記載された個人情報を損害保険会社へ提供す

るものとする。

(保険金の請求)

第9条 要綱第13条の規定による保険金の請求は、損害保険会社所定の請求書にその他の必要書類等を添付して行うものとする。

(保険金の支払い)

第10条 損害保険会社は要綱第14条の規定により保険金を支払った場合は、請求者に支払通知書を送付するとともに市にその写しを送付するものとする。

(市民活動団体等の登録)

第11条 市民活動保険の適用を受けようとする市民活動団体等は別に定める様式により登録を行うものとする。

附 則

この要領は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。